

年管発 0327 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

本日、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところである。

改正省令の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

第一 改正の趣旨

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項の規定において、国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、共済組合等に行わせることができるとされている。これを受け、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定は、共済組合等が行う事務について、老齢基礎年金等の裁定の請求等の受理及び事実の審査に関する事務を定めている。

国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 64 条第 6 項は、共済組合等が国民年金法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに係る請求書を受理した場合に、必要な審査を行い、日本年金機構へ送付をすることを定めているところであるが、今般、日本年金機構及び共済組合等における事務の効率化のため、請求書の送付方法に関する改正を行う。

第二 改正省令の内容

国民年金法施行規則第 64 条第 6 項に定める国民年金法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する裁定の請求等に係る請求書の送付方法について、電磁的方式による送付を可能とすることとする。

その他所要の改正を行う。

第三 施行期日

改正省令は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。